

登園許可書(医師記入)

さつき第二保育園

R5.6月改正

園児名 _____

◎該当する疾病名の欄にチェックをお願い致します。

✓	疾病名	登園のめやす(保護者用)
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過してから
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
	風疹	発疹が消失してから
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化してから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日間を経過するまで、かつ全身状態が良いこと
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消え、2日経過してから
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療を終了するまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	腸管性出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111等)	症状が治まり、連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患は、学校保健安全法および保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)に基づき指定した疾患です。医師の許可を頂いてからの登園となります。

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

電話番号

医師名

(印)